

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、本市の人口は81,252人、うち生産年齢人口（15～64歳）は46,225人となっている。また、産業別就業者の割合は、第一次産業が3.5%、第二次産業が34.5%、第三次産業が62.1%となっており、全国及び山形県と比較し、第二次産業の占める割合が大きく、製造業を始めとした第二次産業が本市経済を支える雇用の基盤であるといえる。

本市の製造業は、産業3類型（生活関連型産業、加工組立型産業、基礎素材型産業）の比較において、全産業に占める「加工組立型産業」の割合が非常に大きく、特に「生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「情報通信機械器具製造業」が製造品出荷額や就業者数の多くを占める一方、伝統産業である「繊維工業」を始め、「食品」、「プラスチック」、「金属」、「はん用機械」等、多様な業種が市内に集積しており、東北地域有数の産業拠点を形成している。加えて、世界有数の材料工学の研究機関である山形大学工学部は有機エレクトロニクス関連を始め、高分子材料・バイオ・化学工学、ロボット工学及び3Dプリンタ等に関する最先端の研究シーズを有しており、高度人材の育成や産学連携による研究シーズの事業化、企業への技術移転等が期待されている。

一方、市内の事業所数は業種を問わず減少傾向にあり、平成26年経済センサス調査時に4,763あった事業所数は、令和3年に4,129事業所へと減少しているほか、市内事業所のほとんどが中小企業及び小規模事業者であり、いずれも人手不足や後継者不足、原油価格・物価高騰等、取り巻く環境への対応に苦慮している。

このことを踏まえ、本市産業が将来に向けて持続的に発展していくために、事業者の先端設備等の導入を支援し、生産性の向上や経営基盤の強化、労働力不足の解消を促進していくことが重要である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、産業の高付加価値化による企業収益性の向上並びに従業員の所得向上を含む雇用・労働環境の向上及び安定化を実現することを目指す。

これを実現するために、計画期間中2年間で20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

米沢市の産業は、農林水産業、製造業、商業・サービス業と多岐にわたり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は工業団地「米沢八幡原中核工業団地」、「窪田工業団地」、「南工業団地」、「東松原工業団地」、業務団地「米沢オフィス・アルカディア」及び「中田卸売団地」のほか、市内全域にわたって事業所が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市では、多岐にわたる業種で事業が営まれており、幅広い事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって対象業種は全業種とする。

また、対象となる事業については、上記の事業者が自社に先端設備等を導入し生産性向上に向けて取り組む事業が多様であることから、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月26日～令和9年6月25日

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。